

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第38号

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前														
別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表 （1）行政職給料表級別職務分類表		別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表 （1）行政職給料表級別職務分類表														
職務の級	職務の分類	職務の級	職務の分類													
略		略														
4級	<table border="1"> <tr><td>その他出先機関の長の職務</td></tr> <tr><td>知識経験を有するその他出先機関の次長の職務</td></tr> <tr><td>委員会等の次長の職務</td></tr> </table>	その他出先機関の長の職務	知識経験を有するその他出先機関の次長の職務	委員会等の次長の職務	4級	<table border="1"> <tr><td>その他出先機関の長の職務</td></tr> <tr><td>高度の知識経験に基づき困難な業務を行うその他出先機関の次長の職務</td></tr> </table>	その他出先機関の長の職務	高度の知識経験に基づき困難な業務を行うその他出先機関の次長の職務								
その他出先機関の長の職務																
知識経験を有するその他出先機関の次長の職務																
委員会等の次長の職務																
その他出先機関の長の職務																
高度の知識経験に基づき困難な業務を行うその他出先機関の次長の職務																
5級	<table border="1"> <tr><td>斎場の場長の職務</td></tr> <tr><td>総社下水処理場の次長の職務</td></tr> <tr><td>知識経験を有するその他出先機関の長の職務</td></tr> <tr><td>消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務</td></tr> <tr><td>知識経験を有する委員会等の次長の職務</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹</td></tr> <tr><td>図書館の次長の職務</td></tr> </table>	斎場の場長の職務	総社下水処理場の次長の職務	知識経験を有するその他出先機関の長の職務	消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務	知識経験を有する委員会等の次長の職務	教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹	図書館の次長の職務	5級	<table border="1"> <tr><td>斎場の場長の職務</td></tr> <tr><td>総社下水処理場の次長の職務</td></tr> <tr><td>消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務</td></tr> <tr><td>委員会等の次長の職務</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹</td></tr> <tr><td>図書館の次長の職務</td></tr> </table>	斎場の場長の職務	総社下水処理場の次長の職務	消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務	委員会等の次長の職務	教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹	図書館の次長の職務
斎場の場長の職務																
総社下水処理場の次長の職務																
知識経験を有するその他出先機関の長の職務																
消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務																
知識経験を有する委員会等の次長の職務																
教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹																
図書館の次長の職務																
斎場の場長の職務																
総社下水処理場の次長の職務																
消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務																
委員会等の次長の職務																
教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹																
図書館の次長の職務																
略		略														
(2) 略		(2) 略														

附 則

この規則は，公布の日から施行する。